沖縄県立那覇高等学校校舎

電力供給契約（単価契約）仕様書

１　件　名

沖縄県立那覇高等学校校舎　電力供給契約（単価契約）

２　概　要

(1) 供給場所　　沖縄県立那覇高等学校
　　那覇市松尾１－２１－４４

(2) 業種及び用途　　学校

３　仕　様

(1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無等

①	供給電気方式	交流３相３線式
②	供給電圧（標準電圧）	６，６００ボルト
③	計量電圧（標準電圧）	６，６００ボルト
④	標準周波数	６０ヘルツ
⑤	受電方式	１回線受電
⑥	蓄熱式負荷設備の有無	無
⑦	電化厨房の有無	無
⑧	ピーク時間調整契約の有無	無
⑨	太陽光発電設備の有無	無

(2) 契約電力及び予定使用電力量等

① 契約電力　　常時電力　　２６９キロワット
（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。）

② 予定使用電力量　　７８６，１３５キロワット時（ｋＷｈ）
（月別予定使用電力量は、別紙１－１のとおり）

③ 最大需要電力実績及び使用電力実績　別紙１－２のとおり

※入札に用いる数量は上記①契約電力及び②予定使用電力量のとおりとする。
ただし、実際の取引における各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(3) 使用期間

自　令和９年３月１日０：００　　至　令和１０年２月２９日２４：００

(4) 電力量の検針

自動検針装置	有
電力会社の検針方法	自動検針（毎月１日）
電力量計の構成	大崎電気工業株式会社 変成器付　複合型（精密級） ＡＰ３ＥＮ－Ｒ 交流３相３線式　１１０ﾎﾞﾙﾄ　５ｱﾝﾍﾟｱ　６０ﾍﾙﾂ 計器定数　　１，０００ﾊﾟﾙｽ／ｷﾛﾜｯﾄ秒 １，０００ﾊﾟﾙｽ／ｷﾛﾊﾞｰﾙ秒 パルス定数　　５０，０００ﾊﾟﾙｽ／ｋＷｈ

(5) 需給地点
常用：那覇市松尾１－２１－４４　　沖縄県立那覇高等学校

(6) 電気工作物の財産分界点
需給地点と同じ。

(7) 保安上の責任分界点
需給地点と同じ。

4　その他

(1) 力率は、自動力率調整装置を設置しており、使用期間中１００パーセントを保持する予定。
(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
(3) 料金の請求及び支払については、別紙２のとおり行うものとする。
(4) 燃料費等調整額は、当該地域を所轄する旧一般電気事業者の自由化部門が定める算定方法による割増額を上回らない、又は減額幅を下回らない調整単価を用いて算定する。
(5) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、契約日における沖縄県内の旧一般電気事業者が定める電気供給約款（規制部門）による。
(6) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
① 契約電力及び最大需用電力の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。
② 使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
③ 料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
④ 消費税及び地方消費税の額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
(7) 電力量計その他の機器の取替の必要性が生じた場合、その設置・撤去・費用分担に関して、受注者が責任を持って沖縄県内の旧一般電気事業者と調整し、沖縄県立那覇高等学校の負担はないものとする。
(8) 守秘義務
① 受注者及び業務従事者は、本仕様書に基づく全ての作業及び沖縄県及び沖縄県立那覇高等学校が提供した業務上の情報、貸し出しを受けた資料を第三者へ開示又は漏洩しないこと。業務完了後も同様とする。
② 本業務を実施するにあたって、【別記】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。
(9) その他
① 仕様書に記載されていない細則については、契約日における沖縄県内の旧一般電気事業者の電気供給約款によることとする。
② 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電賦課金等は、毎月の料金にあわせて支払うものとする。
③ 詳細は、沖縄県立那覇高等学校（電話：０９８－８６７－１６２３）の指示によること。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）
第１　乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）
第２　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

（適正管理）
第３　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）
第４　乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。
２　乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。
３　乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

（作業場所の特定・持ち出しの制限）
第５　乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。
２　乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

（収集の制限）
第６　乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外、利用・提供の禁止）
第７　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第８　乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（業務従事者への周知）

第９　乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

（派遣労働者）

第 10　乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第２に準ずるものとする。

２　乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第 11　乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない

２　乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない）

⑴　再委託を行う業務の内容
⑵　再委託で取り扱う個人情報
⑶　再委託の期間
⑷　再委託が必要な理由
⑸　再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
⑹　再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
⑺　再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
⑻　再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

３　乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

４　乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

５　乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第12　乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

２　甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

３　乙は、前２項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

４　乙は、パソコン等に記録された個人情報を第１項及び第２項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

５　乙は、第１項及び第２項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

６　乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

第13　甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

２　甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

第14　乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

第15　甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

第16　甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

２　乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第17　乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

（注）１　「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は受託者をいう。
　　２　委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。

別紙１－１

沖縄県立那覇高等学校月別予定使用電力量

使用年月	月別使用電力量	備考
令和９年３月	53,788 ｋＷｈ	（参考） 月別予定使用電力量は、直近３年間の実績（最大値）による。
令和９年４月	57,681 ｋＷｈ	
令和９年５月	65,548 ｋＷｈ	
令和９年６月	74,594 ｋＷｈ	
令和９年７月	78,612 ｋＷｈ	
令和９年８月	66,406 ｋＷｈ	
令和９年９月	81,495 ｋＷｈ	
令和９年10月	79,075 ｋＷｈ	
令和９年11月	62,178 ｋＷｈ	
令和９年12月	59,881 ｋＷｈ	
令和10年１月	58,342 ｋＷｈ	
令和10年２月	48,535 ｋＷｈ	
計	786,135 ｋＷｈ	

別紙１－２

沖縄県立那覇高等学校　最大需要電力・使用電力量実績

請求年月	使用年月	最大需要電力	使用電力量	備考
令和７年４月	令和７年３月	148 ｋW	53,788 ｋWｈ	
令和７年５月	令和７年４月	177 ｋW	56,289 ｋWｈ	
令和７年６月	令和７年５月	244 ｋW	65,548 ｋWｈ	
令和７年７月	令和７年６月	255 ｋW	74,594 ｋWｈ	
令和７年８月	令和７年７月	259 ｋW	78,612 ｋWｈ	
令和７年９月	令和７年８月	259 ｋW	66,406 ｋWｈ	
令和７年10月	令和７年９月	268 ｋW	81,495 ｋWｈ	
令和７年11月	令和７年10月	252 ｋW	79,075 ｋWｈ	
令和７年12月	令和７年11月	219 ｋW	58,837 ｋWｈ	
令和８年１月	令和７年12月	165 ｋW	59,881 ｋWｈ	
令和８年２月	令和８年１月	159 ｋW	58,342 ｋWｈ	
令和８年３月	令和８年２月	150 ｋW	48,535 ｋWｈ	
計	計	-	781,402 ｋWｈ	

別紙２

料金支払の事務手続きについて

○支払い事務の流れ

受注者	毎月初めに、電気使用量等を別紙３及び別紙４の様式により、沖縄県立那覇高等学校（以下「那覇高等学校」という）に郵送（可能な限り速やかに送付すること）

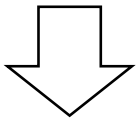

那覇高等学校	以下のいずれかにより対応 ・支払期限までに受注者の指定する口座へ振り込み ・那覇高等学校の指定する振替口座へ入金 （支払期日に振替）

別紙３

電気使用量について（　　年　　月分）

契約電力量	ｋＷ

使用期間	年　月　日　～　　年　月　日

計器	前日	最大	有効	無効
当月（外）指示数				
前月（付）指示数				
差引				
乗率				
修正率				
使用量	kWh	kW	kWh	kW

燃料費等調整単価	円

再生可能エネルギー賦課金等単価	円

月間力率	%

※上記事項が全て記載されていれば、受注者が用意する様式でも可

別紙４

電気料金計算書（　　年　　月分）

○使用実績

使用期間	年　月　日　～　　年　月　日
契約電力量	ｋｗ
使用電力量	ｋｗｈ
最大電力	ｋｗ
力率	%

○電気料金

	単価		料金適用電力	力率修正	料金
基本料金	円	×	kW		円
電力量料金	円	×	kWh		円
燃料費等 調整額	円	×	kWh		円
再生可能エネルギー 賦課金等単価	円	×	kWh		円
小計					円
消費税等相当額					円
契約超過金（内訳を別紙につけること）					円
請求金額					円

支払期限	年　　月　　日

※上記事項が全て記載されていれば、受注者が用意する様式でも可